

目黒区指定地域避難所の安全確認協力に関する要綱

平成25年 7月 1日付け目総施第2858号決定

平成26年10月30日付け目総施第2650号決定

令和5年3月22日付け目総施第3352号決定

令和6年8月27日付け目総施第6388号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区に大規模な地震災害が発生した場合、目黒区内の地域避難所建物等の応急危険度判定について、目黒区と目黒区避難所安全確認協力員の協力体制及び判定活動の基準を定めることにより、避難者に対する迅速な情報提供、及び避難所運営員その他の職員に対し、避難所開設・運営のための指標を与えることを目的として、目黒区指定地域避難所の安全確認協力に関し必要な事項を定める。

(目黒区避難所安全確認協力員)

第2条 目黒区避難所安全確認協力員とは、地震災害が発生した際に、目黒区と協力して目黒区地域避難所等の安全確認（応急危険度判定）を行うため目黒区に登録した者をいう。

(登録要件)

第3条 目黒区避難所安全確認協力員として登録できる者は、目黒区在住・在勤の応急危険度判定員である東京都防災ボランティア登録者とする。

(登録)

第4条 目黒区避難所安全確認協力員の登録は、目黒区避難所安全確認協力員登録同意書（第1号様式）を目黒区長あて提出した者に対して行う。

2 区長は、目黒区避難所安全確認協力員として登録した者に対し、目黒区避難所安全確認協力員証（第2号様式）を交付する。

(用語の定義)

第5条 この要綱における次の用語の意義は以下のとおりとする。

- (1) 文教マニュアル = 「被災文教施設応急危険度判定方法について」
(文部科学省大臣官房文教施設企画部)
- (2) その他、建防協マニュアル（「被災建築物 応急危険度判定マニュアル（財）日本建築防災協会 全国被災建物応急危険度判定協議会編」）及び文教マニュアル中の用語に準じる。

(判定業務)

第6条 実際の応急危険度判定業務については以下のとおりとする。

- (1) 目黒区避難所安全確認協力員は目黒区が定めたこの要綱を尊重し、目黒区職員、避難所運営職員等、地域住民等と協力して発災直後の避難所建築物について迅速かつ誠実に応急危険度判定を行う。

- (2) 判定活動実施にあたっては余震、津波及び火災等の発生情報に注意を払い、目黒区避難所安全確認協力員自身の安全確保を最優先とする。

(判定要領)

第7条 応急危険度の判定要領については以下のとおりとする。

(1) 判定対象建物

判定対象建築物は避難所敷地内の複数の建築物群（文教施設等）とする。敷地内の建物判定順位は①体育館、②職員室のある教室棟をはじめとして、個別に定める。

(2) 目黒区避難所安全確認協力員の参集行動

- ①目黒区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、区からの参集要請を待たず、一般判定活動に先んじて目黒区避難所安全確認協力員ごとにあらかじめ指定された地域避難所に参集する。
②移動手段は確実に到達できる方法を選択する（徒歩、自転車等が望ましい）。

(3) 判定調査時の人員編成

- ①原則として目黒区避難所安全確認協力員1名以上＋避難所運営員1名以上で判定調査を行う。
②調査開始時にやむを得ず避難所運営員がいない場合はこれに準ずる職員等に協力依頼をすることができる。

※なお一般区民、避難者への協力依頼については外観調査等、比較的安全が確保できる平易な作業のみとする。

(4) 判定資機材等

判定資機材は資機材リスト（別表1）のとおりとし、避難所敷地内の防災倉庫にあらかじめ区が準備・保管するものとする。資機材の取り出しについては、目黒区避難所安全確認協力員の判断で行ってよい（ただし、返却時は避難所運営員等への手渡しを原則とする）。

(5) 判定調査

①判定調査表

「文教施設応急危険度判定調査表」（上掲「文教マニュアル」に掲載）を利用する。

②判定マニュアル

原則として「文教マニュアル」（上掲）を用いる。

(6) 危険度の判定・表示

判定ステッカーは建防協（財）日本建築防災協会 全国被災建物応急危険度判定協議会仕様（文教マニュアル仕様と共通）を用いる。ただし、判定結果が「要注意」（黄色）となる場合には、判定調査表のコメント欄、ステッカーの注記欄の記入に際し、避難所開設・運営判断に有効な指標となるよう十分配慮する。

(7) 判定内容の説明・引渡し・解散

- ①判定にかかる注意事項、コメント、注記について避難所運営員等に十分に説明する。
②資機材、記入済み判定調査表を避難所運営員等に手渡す。
③各自現地解散（その後、他のボランティア活動への参加など）。

(損害賠償)

第8条 目黒区避難所安全確認協力員が本要綱に則った活動中の事故により死亡し、又は障害を受けた場合には、目黒区の契約する保険により補償するものとする。

(登録事項の変更手続等)

第9条 目黒区避難所安全確認協力員は、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとする場合には、目黒区避難所安全確認協力員登録事項変更・登録抹消届（第3号様式）により区長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 目黒区避難所安全確認協力員の登録に関する手続き等は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の日前において行われた「目黒区避難所安全確認協力員回答書」による登録意思確認は、この要綱による目黒区指定地域避難所の安全確認協力に関する要綱第3条による登録同意とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年10月30日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

目黒区避難所安全協力員登録同意書

第2号様式（第4条関係）

目黒区避難所安全協力員証

第3号様式（第9条関係）

目黒区避難所安全協力員登録事項変更・登録抹消届

別表1（第7条関係）

資機材リスト

別記

(第1号様式)

目黒区避難所安全確認協力員 登録同意書

(ふりがな) お名前		
ご住所		
ご自宅の電話番号		
携帯番号		
Eメール		
生年月日	年	月 日 生
(目黒区在勤の場合) 勤務場所 所在地 電話番号		
資格要件種別	建築士	1級建築士 ・ 2級建築士 ・ 木造建築士
	建築施工管理技士	1級建築施工管理技士 ・ 2級建築施工管理技士
参集希望施設	あり ・ なし (ありの場合、下欄に施設名を第3希望までご記入下さい)	
第1希望		
第2希望		
第3希望		
その他		

(第2号様式)

目黒区避難所安全確認協力員証 氏 名 (年 月 日 生) 登録 年月日 上記の者は、目黒区避難所安全確認協力員であることを証明する。 目 黒 区 長	本証は、目黒区長が「目黒区指定地域避難所の安全確認協力に関する要綱」に基づき交付したものである。 注意事項 本証は他人に貸与又は譲渡することはできません。 次の場合は本証を返納して下さい。 ・ 建築士の免許を取消されたとき。 ・ 目黒区避難所安全確認協力員でなくなったとき。 住所等に変更が生じた場合、速やかに届出て下さい。 施設課 電話 03-5722-9149 防災無線 104 防災FAX 404 FAX 03-5722-9336 Eメール sisetu01@city.meguro.tokyo.jp
---	--

(第3号様式)

目黒区避難所安全確認協力員 登録事項変更・登録抹消届

(ふりがな) お名前	
ご住所	
生年月日	年 月 日 生

登録事項を変更される場合

	変更事項	変更前	変更後
☐	(ふりがな) お名前		
☐	ご住所		
☐	連絡先		
☐	資格要件種別		
☐	参集希望施設変更	(現在の参集指定施設)	
☐	(第1希望)		
☐	(第2希望)		
☐	(第3希望)		

目黒区避難所安全確認協力員登録を抹消される場合

☐	目黒区避難所安全確認協力員の登録を抹消します。
--------------------------	-------------------------

別表 1

資機材リスト

- 1 資機材バッグ *銀色リュックサック「目黒区」「応急危険度判定用品」

<資料・資材関係>

- 2 判定活動要領（フローチャート）
3 図面 *棟配置・EXP.J 位置等 確認用
4 調査表（RC 造）／調査表（S 造） *各 5 枚
5 判定ステッカー（緑、黄、赤） *各色 5 枚
-

<機材関係>

- 6 下げ振り *錘付き
7 コンベックス
8 懐中電灯 電池
9 ホイッスル
10 クリップボード *A4 サイズ
11 油性マーカー
12 ボールペン
13 ガムテープ
14 双眼鏡
15 ハンマー
16 クラックスケール
-

<着衣関係>

- 17 マスク
18 軍手
19 腕章 *「目黒区」表記
20 ヘルメット *黄色「目黒区」表記